

申告時に必要なもの

平成30年中の所得を明らかにできるもの

○給与所得者

給与所得に係る源泉徴収票
(原本)

○公的年金等所得者

公的年金等に係る源泉徴収票

○事業所得者(農業等)

収支内訳書

各種控除を受ける方

○雑損控除：「災害等に関連するやむをえない支出」の領収書等

○医療費控除：医療費控除の明細書(領収書を確認のうえ、あらかじめ医療費控除の明細書を作成しておいてください。)

※介護保険法に規定する指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスのうち、一定の金額に相当する部分が対象となります。

○社会保険料控除：各種支払証明書

※確定申告を役場以外の方からは、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の証明書を各担当課で発行します。

○小規模企業共済掛金控除：支払証明書

○生命保険料控除：生命保険料支払証明書

○地震保険料控除：地震(旧長期損害)保険料支払証明書

○寄附金控除：支払証明書

○勤労学生控除：学生証の写し

○初めての住宅借入金等特別控除(1年目)：

- ・金融機関発行の借入金の年末残高証明書
- ・売買契約書、請負契約書、建築確認通知書の写し
- ・家屋の登記事項証明書
- ・借入金に含まれる敷地等の購入にかかる借入金の控除を受ける場合は、その敷地の登記事項証明書、売買契約書
- ・認定長期優良住宅に該当する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書(写し可)又は認定長期優良住宅建築証明書

その他

○申告書お知らせはがき
：税務署からお知らせはがき
が送付されている方

○印鑑：振替納税を利用される方は本人名義の預金通帳の届出印

○還付を受ける方：申告者名義の預金通帳

○マイナンバー

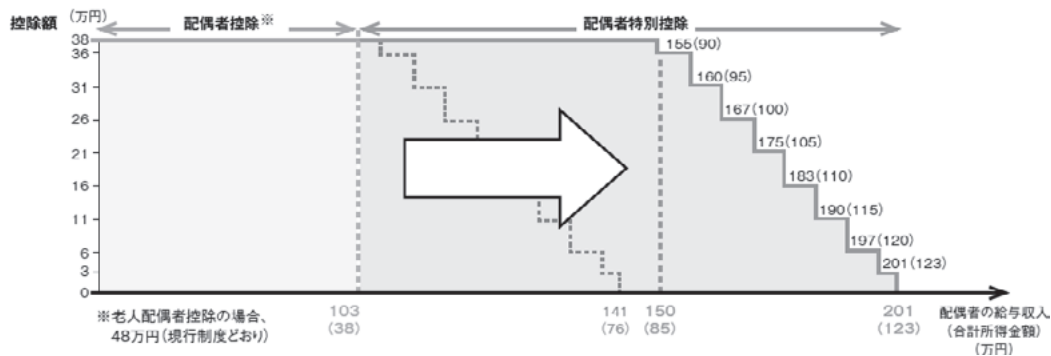
：個人番号カード又は通知カード

お知らせ

【配偶者控除及び配偶者特別控除が変わります】

1. 配偶者控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
2. 配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前：38万円超76万円未満)

(例) 本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



【確定申告書等作成コーナーをぜひご利用ください】

画面の案内に従って金額等を入力すると、税額などは自動計算にて確定申告書を作成することができます。作成した申告書は、e-Tax(電子申告)を利用して電子送信又は印刷して郵送等により提出することができます。また、1月から確定申告書等作成コーナーが変わり、より分かりやすくなりました。☆給与所得者又は公的年金所得者向けの申告作成ページは初めての方でも操作しやすい画面となっていますので、ぜひ、ご活用ください。

詳細については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。